

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業をすることができない非常勤職員の対象を改める。(第14条)
- (2) 会計年度任用職員が部分休業の承認対象となることに伴い、部分休業を取得可能とする時間数及び給与の減額に係る規定を整備する。(第15条及び第16条)

2 新旧対照表

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月文京区条例第8号）

改正後（案）	現行
第一条から第十三条まで（略） （部分休業をすることができない職員） 第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> （地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） ア <u>特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</u> イ <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> （部分休業の承認） 第十五条 部分休業（育児休業法第十九条第一項の部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（ <u>前条第二号ア</u>	第一条から第十三条まで（略） （部分休業をすることができない職員） 第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 <u>非常勤職員</u> （地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） （部分休業の承認） 第十五条 部分休業（育児休業法第十九条第一項の部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は <u>終り</u>

及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員にあっては、当該會計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八條第二項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業における給与の減額)

第十六條 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十五條第一項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九條第一項並びに會計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月文京区条例第 号。以下「會計年度任用職員給与と

において、三十分を単位として行うものとする。

2 (略)

(部分休業における給与の減額)

第十六條 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十五條第一項及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九條第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九條及び幼稚園教育職員給与条例第二十二條に規定する勤務

例」という。) 第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条、幼稚園教育職員給与条例第二十二条並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び報酬額を減額して給与を支給する。

第十七条及び第十八条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において文京区非常勤職員の任用等に関する要綱(十二文総職第一万九百六十号)第二十九条の規定により育児休業をしている者が施行日以後も引き続き育児休業をしようとするときは、当該者を職員の育児休業等に関する条例第二条第三号ウに規定する育児休業をしている非常勤職員とみなして、同条例の相当規定を適用する。

一時間当たりの給与額を減額して支給する。

第十七条及び第十八条 (略)